

保守点検・清掃・法定検査の「決まり」を守ろう！！

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、正しい使い方とともに適正な維持管理が欠かせません。維持管理を適切に行わないと、汚れたままの水が流れ出てしまうなど水質の悪化や悪臭の原因となります。浄化槽が本来の機能を発揮するために、保守点検・清掃・法定検査の「決まり」を守りましょう。

(※ 保守点検・清掃・法定検査を実施することが法律(浄化槽法)で浄化槽設置者に義務付けられています。)

「保守点検」 年3回以上※
装置の調整・修理、清掃時期の判断等。(浄化槽の機能維持)



1年間に必要な維持管理



「清掃」 年1回以上※
汚泥の引き抜き・付属機器類の洗浄掃除等。(浄化槽の機能回復)



浄化槽の健康診断だよ

「法定検査」 毎年1回

保守点検や清掃がきちんと行われているか、正常に働いているかなどを総合的に検査。(浄化槽の機能確認)

保守点検と清掃の「決まり」を守らないと法定検査で**不適正**となります。

※保守点検と清掃の回数は処理方式等により異なりますのでお問合せ下さい。

浄化槽を人間に例えると…



- ・保守点検は、県又は政令市に登録されている保守点検業者に依頼してください。
- ・清掃は、市町長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。
- ・法定検査は、県知事の指定を受けた検査機関(兵庫県水質保全センター)が実施します。
- ・合併浄化槽への入れ替えの際に、自治体によっては補助金を申請することができます。

